【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出日】 平成22年8月24日

【事業年度】 第128期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

【会社名】 株式会社岩手銀行

【英訳名】 The Bank of Iwate, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 高 橋 真 裕

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

【電話番号】 盛岡(019)623局1111番

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 岩 田 圭 司

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号

株式会社岩手銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3241局4312番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 戸 田 達 史

【縦覧に供する場所】 株式会社岩手銀行東京営業部

(東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月25日に提出いたしました第128期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項ならびに訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

(訂正前)

当行(グループ)の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。なお、当行は、リスクの管理にあたってはコンプライアンスを根幹とし、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

以下の項目には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において 判断したものであります。

(1) 信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失 し、損失を被るおそれがあります。

(2) 市場リスク (金利リスク、価格変動リスク、為替リスク)

金利、株式、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフバランスを含む)の価値が変動し損失を被るおそれや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るおそれがあります。

(3) 流動性リスク (資金繰りリスク、市場流動性リスク)

予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金 調達を余儀なくされることにより損失を被るおそれや、市場の混乱等により市場において取引が出来 なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るおそれが あります。

(4) オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るおそれがあります。

事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るおそれがあります。

・システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るおそれや、 コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るおそれがあります。

・ 法務リスク

法令遵守違反や契約不履行の行為等により損失を被るおそれがあります。

• 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等により当行が損失を被るおそれがあります。

・有形資産リスク

災害、不法行為により当行の有形固定資産が毀損等により損失を被るおそれがあります。

• 風評リスク

事実と異なる風説、風評により評判が悪化することなどにより当行の信用が低下し、損失を被る おそれがあります。

(5) その他

当行は顧客情報の適切な利用と厳正な管理の徹底を図っておりますが、万が一、顧客情報等の漏洩や不正利用等が発生した場合には、当行の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

当行(グループ)の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。なお、当行は、リスクの管理にあたってはコンプライアンスを根幹とし、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

以下の項目には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において 判断したものであります。

(1) 信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失 し、損失を被るおそれがあります。

(2) 市場リスク (金利リスク、価格変動リスク、為替リスク)

金利、株式、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフバランスを含む)の価値が変動し損失を被るおそれや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るおそれがあります。

(3) 流動性リスク(資金繰りリスク、市場流動性リスク)

予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金 調達を余儀なくされることにより損失を被るおそれや、市場の混乱等により市場において取引が出来 なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るおそれが あります。

(4) オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により<u>以下の</u>損失を被るおそれがあります。

事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るおそれがあります。

・システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るおそれや、 コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るおそれがあります。

・ 法務リスク

法令遵守違反や契約不履行の行為等により損失を被るおそれがあります。

• 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等により当行が損失を被るおそれがあります。

・自然災害や不法行為によるリスク

地震、洪水、津波などの自然災害や犯罪などの不法行為により当行が所有ないし賃借する店舗、 事務機器等に損傷が発生する可能性があります。こうした事態に備え、当行では「緊急時対応マニュアル」を策定し、緊急時の連絡体制を整備するとともに、店舗の耐震工事などを通じ、被害を最小限に留めるよう努めておりますが、この想定を超える被害が発生した場合には、当行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

• 風評リスク

事実と異なる風説、風評により評判が悪化することなどにより当行の信用が低下し、損失を被る おそれがあります。

(5) 情報漏洩リスク

当行は顧客情報の適切な利用と厳正な管理の徹底を図っておりますが、万が一、顧客情報等の漏洩 や不正利用等が発生した場合には、当行の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がありま す。

(6) 自己資本比率にかかるリスク

当行の連結自己資本比率および単体自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき算出しております。当行は同告示の国内基準が適用され、連結自己資本比率および単体自己資本比率を4%以上に維持する必要がありますが、平成22年3月31日現在の連結自己資本比率は13.27%、単体自己資本比率は13.23%となっております。当行では健全性の維持に努めておりますが、仮に自己資本比率が要求される水準の4%を下回った場合には、早期是正措置により、業務の全部または一部停止等を含む様々な命令を金融庁長官から受けることとなり、その結果、当行の業務運営や業績、財務状況に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

具体的には、以下のような要因により影響を受ける可能性があります。

- ① 融資先の経営状態の悪化等に伴う不良債権処理費用の増加
- ② 有価証券ポートフォリオの価値の低下
- ③ 自己資本比率の基準および算出方法の変更等
- ④ 繰延税金資産の回収可能性
- ⑤ 退職給付債務
- ⑥ その他の不利益な展開

(7) 地域経済動向に影響を受けるリスク

当行は地域金融機関として主たる営業基盤を特定の地域(岩手県を中心とした周辺地域)に置いて おります。このため当行の業績はこれらの地域における経済の影響を受けやすく、地域経済情勢が悪 化した場合には、取引先の業況悪化を通じて信用リスクが増大するおそれがあり、当行の業績に悪影 響を及ぼす可能性があります。

(8) 繰延税金資産にかかるリスク

当行は合理的かつ保守的な条件の下で繰延税金資産を計上しておりますが、この計算は将来の課税 所得などの様々な予測・仮定に基づいているため、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性 があります。仮に繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断された場合には、当行の財 政状態および自己資本比率等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 退職給付債務にかかるリスク

当行は企業年金基金制度および退職一時金制度を設けておりますが、運用利回り低下に伴い年金資産の時価が下落した場合や、退職給付債務を計算する前提となる数理上の前提条件に変更があった場合には、数理計算上の差異が発生し、これに伴って将来の退職給付費用が増加する可能性があり、当行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

_(10) 格付にかかるリスク

当行は外部格付機関から格付を取得しております。当行では中期経営計画等の諸施策の実行により、収益性および健全性の向上に鋭意取り組んでおりますが、格付機関の判断により格付が引き下げとなる可能性があり、この場合には、資金調達コストの上昇や資金調達が困難になるなどの悪影響を及ぼすおそれがあります。

(11) 規制・制度変更に伴うリスク

当行は各種の規制・制度下において業務を遂行しており、今後、法令や実務慣行、解釈等に変更があった場合には、当行の業務運営や業績、財政状態、自己資本比率等に悪影響を及ぼす可能性があります。なかでも、バーゼル銀行監督委員会および金融監督当局等による自己資本規制の強化や、現在進められている国際的な会計基準とのコンバージェンスおよびIFRS (国際財務報告基準)の強制適用等については、その適用時期と規制内容次第では、当行の業績、財政状態、自己資本比率等に大きな影響を及ぼす可能性があります。

第4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

(訂正前)

当行は、銀行業として公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実をはかるとともに株主の皆さまへ安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当事業年度におきましては、中間配当として1株につき普通配当30円を実施し、期末配当金として1株につき普通配当30円を実施することといたしました。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの 剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会でありま す。 当行は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

(以下、省略)

(訂正後)

当行は、銀行業として公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実をはかるとともに株主の皆さまへ安定的な配当を継続することを基本方針としております。<u>また、内部留保金につきましては、財務体質の強化を図るなかで、将来の事業計画に必要な投資資金として活用し、企業価値の一</u>層の向上に努めていく所存であります。

当事業年度におきましては、中間配当として1株につき普通配当30円を実施し、期末配当金として1株につき普通配当30円を実施することといたしました。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの 剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会でありま す。

当行は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。 (以下、省略)

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(訂正前)

- (1) コーポレート・ガバナンスの状況
- ①~② 省略
- ③ 社外取締役および社外監査役
 - イ 社外役員の選任の状況

当行では取締役の職務執行に対しては、取締役会及び監査役により監視を行っております。社外役員には前述の社外監査役のほか、取締役12名中3名の社外取締役が選任されており、取締役会等の場で適宜質問し意見を述べていただくなど、多面的な観点からの監視を実施しております。社外役員が業務執行取締役等を兼任している会社と当行とは、通常の銀行取引があります。

ロ 社外役員との関係

<u>社外取締役3名、社外監査役2名のうち、社外取締役2名につきましては、それぞれが代表取締</u> 役等に就任している会社と貸出金等の取引があります。

(以下、省略)

(訂正後)

- (1) コーポレート・ガバナンスの状況
- ①~② 省略
- ③ 社外取締役および社外監査役
- イ 社外役員の企業統治における機能、役割、選任の状況

当行では取締役の職務執行に対しては、取締役会及び監査役により監視を行っております。社外 役員には前述の社外監査役のほか、取締役12名中3名の社外取締役が選任されており、取締役会等 の場で適宜質問し意見を述べていただくなど、多面的な観点からの監視を実施しております。

社外取締役3名については、当行の主要取引先の業務執行取締役等の立場にありますが、取締役の職務執行に対し高い知見により監視・監督をいただいており、監督機関としての実効性や専門性の観点から独立性は確保されていると判断しております。

<u>なお、社外役員5名のうち、社外監査役2名を株式会社東京証券取引所に対して、一般株主と利</u> 益相反の生じるおそれがない独立役員として届出しております。

ロ 社外役員との利害関係等

社外役員が業務執行取締役等を兼任している会社と当行との利害関係に関しまして、社外取締役 2名につきましては、それぞれが業務執行取締役等に就任している会社と貸出等の取引があるほか、残る3名についても業務執行取締役等に就任している会社もしくは個人との間で預金取引がありますが、いずれも通常の銀行取引であり、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

また、社外役員の当行株式の保有状況については、「5 役員の状況」に記載のとおり、社外取締役2名および社外監査役2名が当行株式を保有しているほか、社外取締役が業務執行取締役等に就任している会社が当行株式を保有しておりますが、いずれも当行の発行済み株式に占める割合は僅少であります。

ハ 社外監査役と内部監査部門等との連携

社外監査役においては、取締役会や監査役会への出席やコンプライアンス委員会等からの報告、 監査部および会計監査人との連携などを通じて経営の監視および監督を実施し、高い独立性のもと で監査の有効性を確保しております。

(以下、省略)